

6

資料

福祉の仕事と一言でいっても、その分野や職種は幅広く、様々な資格があります。

専門的な知識が必要とされる福祉職場においては、資格取得が求められることもありますので、ここではおもに福祉サービスの現場や福祉関係機関等で働く人びとに関係する資格についてご紹介します。

福祉のお仕事に少しでも興味を持っていただき、将来の仕事を考えていくうえで、選択肢のひとつにしていただけたらと思います。

■ 社会福祉士（「社会福祉士及び介護福祉士法」にもとづく国家資格）

福祉の相談援助に関する高度な専門知識と技術を持ち備え、高齢者や障害のある人、もしくは環境上の理由により普段の生活に支障がある人に対して、相談や助言、指導を行ったり、その人が福祉サービスを利用する際に連絡調整を行ったりします。様々な方の相談に応じながらその人に必要な助言や福祉サービスに関する連絡調整を行い、相談者が抱える課題解決に向けた仕事をしています。

■ 介護福祉士（「社会福祉士及び介護福祉士法」にもとづく国家資格）

介護を行うための高度な専門知識と技術を持ち備えた介護のための専門資格です。介護を必要とする方の生活に関することを支援します。介護職員として介護業務にあたるほか、介護方法や生活動作に関する説明、介護に関する様々な相談にも対応しています。

■ 精神保健福祉士（「精神保健福祉士法」にもとづく国家資格）

精神障がいのある方の生活支援に関する高度な専門知識と技術を持ち備えた、精神保健福祉分野の専門家です。入院中や施設入所中の精神障がいのある方の自宅での生活への移行やその後の生活支援を行なっています。生活や仕事、就学等に関する手続き、各種福祉制度の紹介や日常生活をおこるための支援を行なっています。

■ 社会福祉主事（「社会福祉法」に定義される任用資格）

公務員が特定の業務に任用される特に必要となる任用資格であり、都道府県、市町村に設置された福祉事務所のケースワーカー等として任用されるための資格として位置づけられていますが、各種社会福祉施設の職種に求められる基礎的資格としても準用されています。

■ 福祉住環境コーディネーター

介護が必要になったり、加齢により日常生活において不自由を感じたりした際に、自宅での生活を快適にするために相談に乗ってくれる存在です。住宅改修をする際に安全な住環境のためのアドバイスやその人に合った福祉用具・介助用具の選定のアドバイス、住宅改修費支給申請の理由書の作成等を行います。

■ 介護支援専門員

一般的にケアマネージャー（ケアマネ）と呼ばれています。高齢者が自立した日常生活を営むために必要な援助に関する高度な専門的知識と技術を持ち備え、要介護者や要支援者またはその家族からの相談に応じて、その人に合った福祉サービスを行う各種サービス事業所と連絡調整を行います。居宅介護支援事業所や介護保険施設等で介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。各種相談に応じながら、介護サービスの利用調整や関係者間の連絡などをすることで、利用者の心身の状況にあわせて自立した日常生活を営むことができるよう支援をしています。

■ 訪問介護員（ホームヘルパー）

介護保険法に基づく訪問介護サービスを提供する専門職です。自宅で生活している方のお宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の支援の身体介護、調理、洗濯、買い物等の支援や代行等の生活援助、外出支援等の移動介助を行います。

■ 保育士（「児童福祉法」にもとづく国家資格）

以前より「保母」や「保父」の名称でしたが、平成11年4月の児童福祉法施工令の改正により「保育士」に変更されました。子どもたち一人ひとりの年齢や発達状況に応じ、遊びや行事活動、生活体験を通じて子どもたちの心と体の成長を助けることによる保育や子育て支援の仕事をしています。

■ 理学療法士（「理学療法士及び作業療法士法」にもとづく国家資格）

医師の指示のもと、身体に障がいのある方に運動療法や物理療法を行なうことによって、日常生活を送るうえでの基本的動作の改善を図る治療科学を行っています。最近では治療後に何らかの障がいが残ったときの基本的動作や日常生活活動を改善するための指導、その人に合った福祉用具の選定や住宅改修などの環境調整、生活習慣病等の予防も理学療法の対象とされています。
PT（Physical Therapist）と呼ばれています。

■ 作業療法士（「理学療法士及び作業療法士法」にもとづく国家資格）

医師の指示のもと、身体または精神に障害のある方に対して、手芸や工作等さまざまな活動を用いて、諸機能の回復・維持および開発を促すための日常生活活動、仕事、遊びなど生活に関わる全ての諸動作である作業活動を通して治療、指導、援助を行っています。
OT（Occupational Therapist）と呼ばれています。

■ 言語聴覚士（「言語聴覚士法」にもとづく国家資格）

医師又は歯科医師の指示のもと、先天的または後天的な原因のために言葉によるコミュニケーションに何らかの支障がある方に専門的なサービスを提供しています。聴力や音声機能言語機能の検査及び訓練や助言を行うほか、摂食や嚥下障害の問題にも専門的に対応しています。
ST（Speech Therapist）と呼ばれています。

ひとりひとりの活動が、
雲仙市における福祉活動の
ひとつの「ピース」に
つながると
わたしたちは考えます。



にじ+（プラス）

発 行 社会福祉法人雲仙市社会福祉協議会
〒854-0405 長崎県雲仙市千々石町戊 762 番地
電話 0957-37-2855 FAX 0957-37-2564
発行日 令和 4 年 7 月 1 日改訂版